

商標登録を目指して

水産科3年 藤田竜都

1. はじめに

先輩方が課題研究で開発した魚醬が、地域の川魚店や道の駅、旅館等で販売されるようになり、徐々に地域における特産品になりつつあると思われます。他の県にもサケやアユの魚醬が特産品として生産されていますが、本校で製造した魚醬を那珂川産限定商品として、「馬頭高等学校水産科製造『那珂川の恵みあゆ魚醬・さけ魚醬』」と商標登録を行うことにより、ブランド化を図り、地域の活性化につなげたいと思いこの研究に取り組みました。

2. 商標とは

商品を購入するときやサービスを受けるとき、個々の商品やサービスの中身を確認なくてもその商品やサービスにつけられているネーミングやマークで商品やサービスがどのようなものか、これを目安としてその中身を判断することができます。このネーミングやマークが商標であり、サービスを表示し、自己の商品やサービスを他人の同種の商品やサービスと識別する標識です。商標は、商品を製造・販売したり、サービスを提供する事業者が営業努力によって信用や信頼を築いたものであり、消費者は商標を手がかりに安心して商品購入したり、サービスを受けることができます。

3. 商標の機能

1) 商品またはサービスの出所を表示する(出所表示機能)

消費者は、商品またはサービスに付された商標を認識して、自分の求める商品・サービスを手に入れようとします。商標はその商品やサービスを提供する者にとって自己の商品やサービスを他人のものと区別する機能を有しています。

2) 商品の品質またはサービスの質を保証する(品質保証機能)

品質や質を保った商品やサービスを提供することにより、需要者・消費者からの信用や信頼が得られ、その商品やサービスにつけられている商標を見ただけでどのような品質の商品か、またはどのような質のサービスかが分かるようになります。

3) 商品またはサービスを広告する(広告機能)

テレビや新聞等で自己の商標を付した商品・サービスを宣伝・広告することは、今までその商品・サービスを利用した需要者・消費者に対しては、さらにその信用・信頼を深く印象付けることとなります。また、今までに利用したことのない需要者・消費者に対してもそのイメージを深く印象付けることによって購買意欲を持たせることとなります。

4. 商標登録をするためには

商標権は、独占的排他権ですから、権利の存在、権利の内容や範囲などを明確にしておかなければ他人が知らずに使ってしまう、お互いに不利益になったり、需要者側に混同をまねく原因になります。したがって、商標登録出願は、一定の様式に従って提出することが商標法で定められています。

5. 商標登録の条件

商標を使用するのは、「商品」もしくは「役務(サービス)」です。出願する場合にも、「商品」もしくは「役務(サービス)」を選ばなければなりません。よって出願する前に、どちらにあてはまるかどうか確認する必要があります。

6. 出願手続方法

商標登録を受ける者は、①出願人の氏名(名称)・住所(居所)②商標登録を受けようとする商標及び③指定商品(役務)・商品(役務)の区分などを表示した願書の特許庁長官に提出します。特許庁の窓口で直接出願書類を持参するかパソコンによる電子出願でオンライン送信を行います。

出願書類を直接特許庁の窓口で提出する場合には、追って電子化するための料金が課せられ出願の電子データ化の費用は出願人が負担することになります。出願手数料は、通常の場合1件12,000円となります。

7. 登録査定

商標登録は特許庁の審査によって拒絶する理由がない場合には登録査定を行います。その後定められた登録料(37,600円に区分の数に乗じた額(10年分))を納めると「商標権」としての設定登録がなされます。

8. 商標権と更新手続

商標登録されると、その商標権は10年間保護されます。そして一定の条件、手続きにより、さらに10年間ずつ更新することができます。権利者にとっては更新することでその商標の信用が蓄積され続け、その商標が有益か否か評価される機械にもなります。

9. 本校における商標登録の計画

- ① ネーミングやデザインを作成する。(本年度)
- ② 出願手続を行う。(次年度)